

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）美田園駅前複合商業施設
名取市美田園5丁目2-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 久保田本店 代表取締役 久保田 定
仙台市青葉区一番町四丁目4-33 トレンドビル5階
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）駐車場の充足等
休日等の買物客の車について、駐車場満車想定時に誘導員を配置するなど、周辺道路において渋滞等による交通事故を発生させないように対応すること。
 - （2）騒音対策について
 - ①建設工事に係る騒音対策について
建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。
工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図ること。
 - ②自動車等の騒音対策について
駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないように利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底すること。
近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、出来るだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努めること。
 - ③騒音・振動の特定施設の設置について
騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動

や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑が掛からないよう十分に配慮すること。

(3) 廃棄物について

事業活動に伴い生じる廃棄物については発生の抑制に努めること。

循環型社会を形成するためリサイクルを前提とした商品の構成に努めること。

名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守すること。

廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。

ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について配慮すること。

(4) その他

施設内にゲームセンター等の娯楽施設を設ける場合には、児童・生徒への指導のため、巡視を行うことがあることから、その際は協力すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、名取市役所

6 縦覧期間

令和6年12月13日から令和7年1月14日まで（ただし、閉庁日を除く。）